

E i w a N e w s

令和7年度税制改正大綱の概要(その2)

令和7年2月
(No. 235)

今回は、本誌No.234に引き続き、令和7年度税制改正大綱のうち主な項目をご紹介します。

[1] 法人課税

リース取引

令和9年4月1日以後に開始する事業年度等から新リース会計基準が適用されます。

新リース会計基準においては、借手側はファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分をせず、原則としてすべてのリースを使用権の取得として捉え、貸借対照表に使用権資産とリース負債の計上を行い、損益計算書に使用権資産に係る減価償却費とリース負債に係る利息相当額の計上を行います。

新リース会計基準を踏まえ、本税制改正大綱ではリース税制に関して下記の整備を行うことが示されました。

(1) 借手側

① オペレーティング・リース

オペレーティング・リース取引により資産の賃借を行い、その契約に基づき支払う金額があるときは、その金額のうち債務の確定した部分の金額は、その確定した日の属する事業年度に損金算入されます。

そのため、法人税法上の債務の確定した部分の金額と、会計上の使用権資産に係る減価償却費とリース負債に係る利息相当額の合計額との調整が行われます。

② ファイナンス・リース (所有権移転外リース取引)

所有権移転外リース取引に係るリース資産の減価償却については、取得価額から残価保証額を控除せずにリース期間定額法 (現行：取得価額から残価保証額を控除) により償却が行われます。

※上記の改正は令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引に適用します。

(2) 貸手側

リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例

「リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例」は廃止されます。

なお、同特例の廃止に伴い、①令和7年4月1日前にリース譲渡を行った法人について令和9年3月31日以前開始事業年度までは同特例に基づく延払基準の適用を認める、②令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度において延払基準の適用をやめた場合には、5年均等で繰延リース利益額を収益計上することができる等の経過措置が設けられます。

[2] 消費課税

リース取引

貸手側

リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例

「リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例」は廃止されます。

なお、同特例の廃止に伴い、①令和7年4月1日前にリース譲渡に該当する資産の譲渡等を行った事業者について令和12年3月31日以前開始事業年度等までは同特例に基づく延払基準の適用を認める、②令和7年4月1日以後開始事業年度等において延払基準の適用をやめた場合には、10年均等で賦払金の残金を資産の譲渡等の対価の額とすることができる等の経過措置が設けられます。

外国人旅行者向け消費税免税制度

(1) 免税方式の変更（リファンド方式）

- ① 輸出品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合に、その免税購入対象者がその購入した日から90日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、税関確認情報を輸出品販売場を経営する事業者が保存することを要件に、その免税対象物品の消費税が免除されます。

この改正に伴い、税込価格で販売され、出国時に持出しが確認された場合に輸出品販売場を経営する事業者から免税購入対象者に対し消費税相当額を返金するリファンド方式に変更されます。

- ② 免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受け、国外に持ち出さなければならないこととされます。

(2) 免税対象物品の範囲の見直し

- ① 消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額（50万円）及び特殊包装が廃止されます。また、一般物品と消耗品の区分も廃止されます。
- ② 免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件が廃止されます。また、不正の目的で購入されるおそれがある金地金等については、免税販売の対象外とされます。

※上記の改正は令和8年11月1日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用します。

[3] その他

退職所得の源泉徴収票の提出範囲

税務署へ提出する退職所得の源泉徴収票の範囲は、現行では役員に対するものとされていますが、従業員に対するものも提出の対象とされます。

※上記の改正は令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用します。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社事務所までご連絡くださいますよう、
よろしくお願い申し上げます。